

## 附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年11月28日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

## 熊本県人事委員会規則第33号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（同日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第62号）第1条の規定による改正後の一般職員給与条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第64号）第1条の規定による改正後の県立学校給与条例（第4条第2項において「平成14年改正後の一般職員給与条例等」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員  
同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第62号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第64号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員  
同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第61号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第64号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第4条第2項中「定める日」の下に「。次項において同じ。」を加え、「（当該異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後の一般職員給与条例等の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般職員給与条例第11条の3第1項及び県立学校給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員  
前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第62号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第64号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 一般職員給与条例第11条の3第1項及び県立学校給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員  
前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第61号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第64号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

## 附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

## 熊本県人事委員会規則第34号

平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則

（改正一般職員給与条例附則第5項第2号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第2号